

平成31年第1回睦沢町議会定例会会議録

平成31年3月8日（金）午前9時開議

出席議員（14名）

1番	丸山克雄	2番	久我眞澄
3番	伊原邦雄	4番	久我政史
5番	田邊明佳	6番	麻生安夫
7番	清野彰	8番	今関澄男
9番	岡澤宏一	10番	中村義徳
11番	中村勇	12番	市原時夫
13番	田中憲一	14番	市原重光

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	市原武	副町長	宮崎登身雄
総務課長	鈴木庄一	まちづくり課長	鈴木政信
税務住民課長	田邊浩一	福祉課長	川越康子
健康保険課長	石井安邦	産業振興課長	手塚和夫
会計管理者	秦悦子	総務課副課長兼 財政班長	秋葉秀俊
総務課主査兼 総務班長	池澤竜二	睦沢町農業委員会 事務局長	手塚和夫
教育長	今井富雄	教育課長	白井住三子
教育課主幹 (指導主事)	久我英治	選挙管理委員会 書記長	鈴木庄一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 中村 幸夫 書 記 内山 裕介
書 記 麻生 健介

議 事 日 程 (第 3 号)

- 日程第 1 議案第 1 1 号 平成 3 1 年度睦沢町一般会計予算
- 日程第 2 議案第 1 2 号 平成 3 1 年度睦沢町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第 1 3 号 平成 3 1 年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第 1 4 号 平成 3 1 年度睦沢町介護保険特別会計予算
- 日程第 5 議案第 1 5 号 平成 3 1 年度かずさ有機センター特別会計予算
- 日程第 6 議案第 1 6 号 平成 3 1 年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算
(議案第 1 1 号から議案第 1 6 号まで一括議題、委員長報告・討論・採決)
- 日程第 7 議案第 1 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 2 号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5 号 睦沢町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・討論・採決)
- 日程第 1 0 議案第 1 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 1 1 議案第 1 8 号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 1 2 議案第 1 9 号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 1 3 議案第 2 0 号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 1 4 議案第 2 1 号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 1 5 議案第 2 2 号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 1 6 議案第 2 3 号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 1 7 議案第 2 4 号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
(町長の提案理由説明、採決)
- 日程第 1 8 発議案第 2 号 睦沢町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について

(提案説明、質疑・討論・採決)

◎開議の宣告

○議長（市原重光君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 先日の予算審査特別委員会におきまして、資料の提出の要求がございました。これについて配りたいと思いますので、許可をお願いします。

○議長（市原重光君） ただいま町長から資料の提出の申し出がありましたので、これから配付をいたします。

（資料配付）

○議長（市原重光君） なお、この資料について町長から説明があるということですので、説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、私のほうから、予算審査特別委員会の席で要望がございました、また委員長のほうからも要望されました、農地・水保全管理支払交付金、向上活動支援と多面的機能支払交付金、長寿命化の実績表についてお配りをさせていただきました。

農地・水については、平成25年までが農地・水、平成26年から多面的機能ということで、これは5年ごとでございすけれども、制度が変わっております。これを見ていただくとわかると思いますけれども、大体最初のほうの3年、4年位はほとんど大上が多くなっております。これはなぜかと申しますと、睦沢町はモデル事業ということで、モデル事業については2回にわたってやっております。まず1回目は全体事業費30億円位で10年位かけてやって、それでもまだ環境整備が整わないというようなことから、再度、2回目のモデル事業に取り組んだわけでございますが、その中で、補助事業としてやる場合に、延長が200メートル以内についてはその採択にならないということで、当時、私はその計画していたわけでございますが、国から認められなかったというものが、寺崎、北山田、大谷木、大上、これは2次構造改善事業で、当時、土地改良をやったわけですが、構造物がほとんど入れないと、負担金も増えるというようなことから土水路が中心でございました。

そのようなことで、その後、団体営だとか経営補助整備事業ということで睦沢町はやって

きたわけですが、そちらのときは負担金は多少上がりますけれども、構造物を入れてやるということで、大分格差があったというようなことから、モデル事業も全部終わったわけですが、依然として土側溝で、その後、崩れるというようなことが非常に多発していて、こういういい事業が出来たので、この中で、町全体で見て、整備の遅れているところから優先して実施をしたと。

これにつきましては、協議会発注という形で、従来から言っているようにさせてもらっておりますが、事務局については、産業課あるいは産業振興課が今現在も行っておりますが、各区の要望を取りまとめて、現状を見ながら、緊急度の強いところから順次やってきたということでございます。

ということで、ここにお示しをさせていただきましたので、今まで余り公開をしていなかったようでございますが、今後につきましては、計画も含めて、また、先の会計検査におきましても、住民に周知が徹底されていないというご指摘が強くされたようでございます。ということで、今回も4日間にわたって検査が、通常1日で終わるものが4日間にわたって実施されたということで、もしかすると、この再検証のために来年もまた来る可能性もあるということで、今後については、先程もご指摘があったように、公開性を主にして住民みんなの理解を得ながらこの事業を進めて参りたいと。そうすることによって、これは直接支払い制度、日本で初めて始めた制度でございますが、非常にいい制度でございますので、これを有効活用していきたいというふうに思っておるところでございます。

また、こういう形で公開されますから、また皆さんのほうでご意見等ありましたら賜りながら進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

◎議案第11号～議案第16号の委員長報告、討論、採決

○議長（市原重光君） それでは日程に入ります。

日程第1、議案第11号 平成31年度睦沢町一般会計予算から日程第6、議案第16号 平成31年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算までの6議案を一括議題といたします。

この6議案につきましては、去る4日に開催の本会議において、その審査を予算審査特別委員会に付託し、審査が行われたところであります。そこで、その審査結果について委員長より報告願います。

中村 勇委員長。

○予算審査特別委員長（中村 勇君） 皆さんおはようございます。

平成31年予算審査特別委員会審査結果報告書ということで、皆様方のお手元にございますでしょうけれども、読み上げさせていただきます。

平成31年3月8日、睦沢町議会議長市原重光様、予算審査特別委員会委員長中村 勇。

平成31年第1回睦沢町議会定例会において審査を付託された平成31年度睦沢町一般会計予算外5特別会計予算について、下記のとおり審査を行ったので報告します。

記。

1、審査の対象。

平成31年度睦沢町一般会計予算、平成31年度睦沢町国民健康保険特別会計予算、平成31年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算、平成31年度睦沢町介護保険特別会計予算、平成31年度かずさ有機センター特別会計予算、平成31年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算。

2、審査の経過。

第1回特別委員会。日時、平成31年3月4日月曜日、本会議休憩中。場所、役場議場。

（1）特別委員会構成の決定。

委員長中村 勇、副委員長中村義徳、副委員長今関澄男、副委員長田邊明佳、委員、正副委員長を除いた議員全員であります。

（2）審査方法の決定。

①といたしまして、審査の方法は、特別会計を含め、各常任委員会所管の事務事業ごとに審査を行うこととした。

②一般会計の歳入は、原則として総務経済常任委員会所管の事務事業の審査の際に一括して説明を受けることとした。

③歳入に関する質疑等は、その歳出を所管する事務事業の審査の際に行うこととした。

④審査の順序は、最初に関係課長等の説明を受けた後、質疑を行うこととした。

⑤関係課長等の説明は、簡潔な要点説明とした。

⑥必要に応じて班長等の出席を認めることとした。

（3）審査日程の決定。

平成31年3月5日～7日の3日間。

第2回特別委員会。日時、平成31年3月5日火曜日午前9時から。

審査内容。

(1) 総務経済常任委員会所管の事務事業の審査。

第3回特別委員会。日時、平成31年3月6日水曜日午前9時から。

審査内容。

(1) 厚生文教常任委員会所管の事務事業の審査。

(2) 現地調査の実施箇所の選定。

(3) 審査結果の取りまとめ及び報告書の作成。

第4回特別委員会。日時、平成31年3月7日木曜日午前9時から。

審査内容。

(1) 現地調査。

①といたしまして、むつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業（森・上之郷地先）。まちづくり課所管であります。

(2) 現地調査終了後、採決及び審査結果報告書の承認。

3、審査会場。役場3階302・303会議室。

4、審査結果。慎重審査の結果、平成31年度陸沢町一般会計予算外5特別会計予算については、指摘要望事項を付して、それぞれ原案のとおり可決することに決定した。

5、指摘要望事項。

(1) 第2次総合戦略策定に当たり、社会保障費が伸びる中、園小中一貫教育に向けた施設整備計画が検討されている。財政計画を十分精査した上での総合戦略策定に努められたい。

(2) 学校・家庭・地域社会の連携による、子ども・子育て支援の環境づくりを踏まえ、議会とも十分な協議を重ねながら、園小中一貫教育に向けた学校施設整備基本構想の策定に努められたい。

(3) 農業従事者の高齢化、後継者不足に伴い町の基幹産業である農業の将来が不安視されている中、認定農業者及び中核農家の強力な支援に努められたい。

また、ふるさと納税では返礼品の一つであるむつざわ米が落ち込んでいる。かずさ有機センターの将来のあり方、及びむつざわ米によるふるさと納税返礼品のさらなる検討をされたい。

以上、平成31年予算審査特別委員会審査結果の報告といたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

ただいまの報告は、議員全員による予算審査特別委員会の審査結果の報告であります。

したがって、委員長報告に対する質疑は省略したいと思います。これにご異議はありません。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑は省略いたします。

これから討論を行います。

最初に、日程第1、議案第11号 平成31年度睦沢町一般会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

田邊明佳議員。

○5番(田邊明佳君) 5番。平成31年度睦沢町一般会計予算に反対の立場から討論いたします。

近年、交流人口の拡大を目指し、町は観光スポーツツーリズムを進めており、プロモーション、公園の整備、新たな道の駅、ロードレースなど様々な施策を進めています。総額が億を超え、果たして交流人口を増やし、観光に力を入れることで、今いる町民の方々にどれだけの恩恵が得られるのか。この予算を見る限りでは疑問です。

また、スポーツツーリズムの先駆けとも言える町も近隣にありますが、現在その町が発展しているかという点、そうでもありません。

町は、人口が急減したときどう影響が出るのかの試算はしていないようですが、交流人口を増やすことより、今いる町民への福祉向上へ主眼を置いた政策へ転換をすべきではないでしょうか。

歳出で、次世代につなぐ活力ある農業の再生と活性化として、町の主産業である農業の発展のためとしています。そうであるならば予算が拡充されてしかるべきところを減額、そして、将来的に農業を具体的にどうしていくという視点にも欠けています。

社会保障関連も増加することが予想される中で、民生費の伸びは微少に思います。中でも、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるには、大切な子供の出生を祝い、子育ての支援として出産祝い金を交付とありますが、子育て支援というには余りに少額、町は本当に子供を増やしたいのかと疑問に思わざるを得ません。

また、町内で行われる施策に関して、ここ数年、事業を行う地域に関して偏りが見られ、公共の公平性という観点からも問題があるように思えます。

提案理由説明書の文言への指摘や、29年度の決算委員会で指摘しましたことも特段考慮していないようです。

住民要望の強いイノシシの銃による駆除も、複数回にわたって質問しましたが、本予算では計上されませんでした。

町民の望む事業をしないで誰のための町政か疑問を呈し、反対といたします。

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） 1番。平成31年度は、睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略の最終年度となり、これまで実施してきた各種事業のKPI達成状況の検証や、新たな課題の整理など、第2次総合戦略の策定に向けた大事な年であります。

9月オープンを控える新道の駅では、全国に向けて睦沢町を発信し、多くの関係人口を拡大、本町の観光と産業の発展に寄与出来るものと思います。

ウェルネス住宅には若い世代の新しい住民を迎えますが、睦沢町のランドマークになると思われるスマートウェルネスタウンは、大いなる可能性を秘めた施設になるものと期待します。

子育て支援施策では、町ぐるみの子ども・子育て計画の策定や支援ファイルの作成など、しっかりとした目配りがされるものと考えます。

教育施設では、園・小・中一貫教育に向けた学校施設整備基本構想の策定、ICT環境の整備、園・小・中学校への特別支援教育支援員の増員、小・中学校に配置される学校司書による図書館教育の充実などが期待出来ます。

校務支援システムの活用は、教職員の多忙化の解消へ前進するものではないでしょうか。

継続事業の先進予防型まちづくりプロジェクトは、道の駅などを活用した健康作りの環境を作り出します。

また、麻しん等の問診、接種事業は、本町が自治体の中で先駆けの一因となるものであり、骨髄移植ドナー支援助成事業は血液疾患治療の一助となります。

介護分野においては、一般介護予防事業など意欲的な取り組みが多く見られます。

防災関連では、危険ブロックの除去を通学路のみでなく、住宅リフォーム助成金を活用して推進され、安全で安心なまちづくりに貢献します。

ここまで主要施策の一部を挙げてきました。自主財源の確保が難しい本町ではありますが、積極的に国や県の補助金を獲得し、財政措置のある有利な地方債を活用、特定目的基金を設置するなど将来の負担に配慮しつつ、持続可能な健全財政の堅持に努力しているものと評価し、本予算案に賛成するものであります。

○議長（市原重光君） 他に討論ありませんか。

反対討論の発言を許します。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 平成31年度睦沢町一般会計予算に対する反対討論を行います。

今、住民の暮らしの悪化によって、地域の各種行事にも支障を来しかねない事態になっています。これは近年では、消費税増税以後、さらに顕著になってきていると考えます。

しかし、各種の施策のもととなる毎月勤労統計での不正は、生活実感とは違う事実をゆがめ、景気がよくなっているかのごとく判断を、地方自治体に与えることとなりました。町もこの数年、景気は緩やかに回復しているとの文言も全く同じ認識を今年度も繰り返し、その前提で、人口急減を抑えるということを名目に、その施策としてスポーツ観光のまちづくりなど開発優先施策を進め、今年度は千葉房総の観光拠点へ格上げする選択と集中施策に突き進もうとしております。

現実には、31年度消費税10%増税を見込み、住民の暮らしがさらに悪化することは明白であり、しかも、内閣府はこの7日に、とうとう景気の後退局面という下方修正をせざるを得ない経済情勢になり、この町の経済認識の根本が覆されるような事態になりつつあります。

私は、予算編成に当たっては、こうした住民の実態、現実を重視した地方自治法の住民の福祉の増進を図ることを基本とする原点に立った、今こそ、その行政運営が求められていると考えます。

観光拠点で進めてきた道の駅の拡充整備の大きな目標の一つでもある町農業の発展を保障する新規就農者も、目標50人は、私は極めて厳しい状態であると考えます。

本来、観光施策の基本は、睦沢町の景観や歴史、文化に立脚すること、しかし、現実にはそういう立場ではなく、民間に任せたスポーツ観光最優先施策、バブル期にこの施策はともすれば非常に危うい、バブル期にリゾート開発として過大需要予測に基づいた箱物施設の建設などで地域衰退に陥った、二の舞になりかねない問題を内包していると思います。

私自身は、こうして作られた施策については成功することは望みますけれども、しかし現実では大変な危惧をするものであります。現時点では、私は新たな観光行政拡大ではなく、確実な運営とまちの基本産業である農業をしっかりと支える道を進むべきだと考えております。

私が長年にわたり主張してきた睦沢町を子育て支援の町として特徴を打ち出す施策については、労働人口急減への危機感を抱いた国の施策により、一面では、子育て支援を国も町も

強調せざるを得なくなってきており、町の施策の充実が迫られております。

通学路での危険なブロック塀の撤去補助、小・中学校への学校司書配置、就学援助入学準備金の単価引き上げ、引き続き学童保育体制の充実、公民館子供図書環境充実など評価するものでありますが、以前のような図書費への拡充や図書館への格上げ整備などを求めるものであります。

園・小・中一貫教育の実施については、全国的な問題意識をそのまま当てはめることではありませんが、そうした立場で全てを進めるのではなく、睦沢町の教育が積み上げてきた歴史と文化、人情など誇れる特質を生かすという面から見れば、こうした制度に移行しなくても、1園1小1中学校の小さな自治体である本町では、一人の人間の成長を、それぞれ特徴ある教育環境の中で一つの大きな流れの一つとして進めることが、十分に私は今の教育の実力、それを進めていらっしゃる方々の実力を見ても、力はあると考えております。一貫教育というシステムの必要性には極めて疑問がありますし、これは制度の問題だけであります。緊急性、必然性は、私は感じられません。

それどころか、教職員の多忙化が問題となっている中で、一人一人の子供たちを見る新たな対象の広がり、年代別の独自の視点が、さらに教職員の皆さんへその負担がかけられ、新たな負担増となることは確実です。そのことが、子供たち一人一人への理解の希薄さにつながらないか危惧するものであります。

保護者の経済的・社会的悪化、また貧困格差が広がる中で、制度の変更より教職員体制の拡充と指導能力の向上を保障する、そのことこそ、その後の児童・生徒の個人の発展の可能性を大きく切り開く教育のあり方ではないか。また、その土壌が睦沢町には歴史的に今、蓄積されてきていると私は考えます。こうした制度に早期に突っ走るよりも、こうした土台をしっかりと確信を持って、私は子供たちの教育を進めるべきではないかと思われまます。

この制度が、子供たちというより行政の都合、学校施設建設と一体となって提起されていることであります。あえて言えば、一貫制度によるメリットは、子供たちよりも、確かに選択幅はまだあるとはいえ、園・小・中校舎一体化による財政負担軽減にあると言わざるを得ません。

福祉医療施策についてであります。

福祉タクシー制度への運転免許自主返納者への適用と充実、あんま、マッサージ、指圧、はり・きゅう治療に対する、あはき療養の受領委任制度の実施、介護予防事業等の拡充など、睦沢町民の行政協力の積極的伝統を引き出し、努力されている行政の役割は、私は評価をい

たします。

問題は、睦沢町が、こうした住民が主人公になって、環境、子育て、福祉、地域経済、循環型経済のまちづくりを進める大きな可能性を持っているにもかかわらず、国の意向に沿って民間活力最優先、スポーツ観光最優先の立場から、次々に行政がその仕事を民間に任せる流れを促進していることでもあります。

人口ビジョン総合戦略の改定に向けた予算化がされております。この総合戦略自体は、国の地方創生という名の地方への新しい人の流れを作るんだということを大きな主題として、仕事、子育て、安心を掲げた施策に基づき、町として策定されたものであります。

しかし、大きな、全国的には、結果として東京への人口集中はとまっておりません。ところが、その検証がきちんとされないまま、今度の総合戦略の大もととなる自治体戦略2040構想が進んでいます。これはAI、人工知能などの導入で公務員の数を半減し、福祉サービスは民間に任せる、公共施設の統廃合、不動産活用、生産手段、生きる生存手段の水さえも民間の利益追求の手段にしていき、海外にも道を開くというものであります。

私は、次期町総合戦略では、国の戦略をそのまま具体化するのではなく、住民の立場に立ち、身の丈に合った計画にすることを強く望みますし、また、そうした力が町民と自治体には備わっていると私は考えています。すなわち、地方自治法の住民の福祉の増進を図ることを基本とする、このしっかりとした立場に立ち、地方自治体が団体自治だけではなく、住民自治の原点に立ち、国の施策の有効的活用という睦沢町行政の歴史的性質の意図が、国の悪政の下請にならないことを求めます。自立したまちづくりを基本にすべきではないか。今こそ町民と行政、議会一体となって、住民が主人公、こうした立場での予算編成を求めて反対討論といたします。

○議長（市原重光君） 賛成者の発言を許します。

田中憲一議員。

○13番（田中憲一君） 13番。平成31年度睦沢町一般会計予算の賛成討論を行います。

本町における財政見通しについて、町税は、内閣府の月例経済報告のような景気の回復基調を期待するところではありますが、本町への波及はまだ見られず、大幅な増額は見込めないこと、また地方交付税に大きく依存している本町の財政としては、今後、人口の減少に対し歯どめをかけなければ減額となる可能性があることから、決して楽観出来る状態ではありません。

しかし、社会保障関連経費や公共施設等の維持管理費などの財政需要が大きくなる中で、

後年の負担に配慮しつつ、持続可能な健全財政を念頭に置いた財源確保の努力が見られ、より綿密な選択と集中により編成されていると考えます。

第1次総合戦略の最終年度となる平成31年度予算では、これまで実施してきた事業の検証や新たな課題をもとに、第2次総合戦略へつなげる節目の年であります。

睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略における政策分野、主要施策の実現に向けての予算となっておりますが、「睦沢で暮らし続けることのできる安定した雇用を創出する」では、町の主産業である農業の発展のため、農業活性化推進事業、多面的機能支払交付金事業、環境保全型農業直接支払事業を引き続き実施するなど、農業者の支援に尽力していることは評価するところであります。

また、農業と道の駅連携による持続可能な生産・販売体制づくりプロジェクトでは、9月にオープンする新しい道の駅の出荷者や、出荷者の栽培面積を増やすことなどを目的とし、農業塾の継続や出荷者及び営農組合等への指導、さらには道の駅の売り上げアップのための研修会等を実施するなど、道の駅の販売体制の強化と産業の発展に寄与しているところにつきましても評価をするところであります。

「睦沢への新しいひとの流れをつくる」では、むつぎわプロモーションプロジェクトを引き続き実施し、施設ごとのガイドブックや移住をテーマとしたプロモーションフィルムを広域的に発信するとともに、都市住民との自然・文化・歴史などによる交流を促進することで、睦沢の魅力を広く周知する場を創出し、睦沢町を知ってもらおう、睦沢町に来てもらおう、これはとても大切なことと考え、評価をするところであります。

また、2020年オリンピック・パラリンピック開催に伴い、一宮町でのサーフィンやパラリンピックの3種目が千葉県で開催される中、本町では、パラスポーツに親しむ機会の提供により、普及活動とともに健康意識の醸成を図ることについては、大変素晴らしいことだと考えます。

「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」では、子ども医療費、新生児聴覚検査に対し助成を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ったり、出産祝い金を誕生時に交付することは、子ども・子育て支援に寄与するものと考えます。

「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」では、少子化に対応した学校教育と生涯学習の充実として、教育委員会が目指す園・小・中一貫教育の実現に向けた学校施設整備基本構想の策定等、睦沢町が目指す15歳の姿に寄与するゼロ歳から15歳まで連続した質の高い教育の充実を図る教育方針について、評価をいたしま

す。

また、学力向上に向けては、新学習指導要綱のプログラミング教育を見据え、小・中一体的にICT環境の更新整備を図るなど、睦沢町の子供たちの個々の可能性を広げる教育を今後も期待するところであります。

生涯学習事業においては、中央公民館の教室や町の持つ自然や文化財の保全と活用、普及を図るため、歴史民俗資料館での企画展、また、観月の夕べコンサートは、各年代が生きがいを持って心豊かに暮らせる多様な活動の場であるため、継続していただきたいと考えております。

このほか、各種インフラの整備等を綿密な選択と集中により計画的に実施しており、評価するところでありますが、今後の財政状況も十分考慮し、適正な財源の確保を念頭に置いて事業の執行に取り組んでいただきたいということをお願いして、私の賛成討論といたします。

○議長（市原重光君） 他に討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで議案第11号 平成31年度睦沢町一般会計予算に対する討論を終わります。

次に、日程第2、議案第12号 平成31年度睦沢町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 国民健康保険特別会計への賛成討論を行います。

その理由は、この予算が国保税の引き下げなど、住民の負担の軽減の方向を示している。そして、引き上げになる階層がないという町の答弁があったからであります。細かくは6月議会の中で出されるのではないかと考えますけれども、こうした方向を私は評価をしたいと思っております。

しかし、その要因は、大ざっぱに言えば、睦沢町の被保険者の徴税への歴史的な協力による徴税率のよさによる税収の確保、県が運営主体となったことにより課税基準を所得に傾斜したことなど、県への町からの納付金の割合が相対的に低く抑えられたことによるわけであり。したがって、過去のたび重なる増税による依然として高過ぎる国保税であることに

は変わりはないと感じております。

私は、国民健康保険法の国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とすると、国の責任を明記したこの法律に基づき、国が都道府県知事、そして全国の市町村長などの要望である1兆円の国保会計への支出を速やかに国が実行することを求めるものであります。

そして、町として出来ることとして、均等割、特に収入のない子供たちをも人数によって課税するという、いわば古代に行われた人頭割的のような不公正な仕組みをなくすることからも、子育て支援への、町へのさらに前進する上でも、当面、子供への均等割を一般会計からの繰り入れも含めて、様々な試行錯誤を検討していただいて実施していただくよう要望いたしまして、全体として、私は、町のこうした過去の努力も含め評価をし、賛成討論とするものであります。

○議長（市原重光君） 他に討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで議案第12号 平成31年度睦沢町国民健康保険特別会計予算に対する討論を終わります。

次に、日程第3、議案第13号 平成31年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで議案第13号 平成31年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算に対する討論を終わります。

次に日程第4、議案第14号 平成31年度睦沢町介護保険特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 介護保険特別会計予算への反対討論を行います。

介護保険の住民サービスへの町の努力にもかかわらず、保険制度創設時の誰もが安心して老後が送れるという原則、これが次々と崩され、適用対象を外し、施設入所制限、保険料・

利用料の次々の引き上げなど、当初、この制度が出来るときに私が危惧をし、指摘をしてきた悪い側面が次々とあらわれ、制度の後退が顕著になってきております。人口減少と高齢者人口のピークを迎えると言われる2040年に向けて、さらに制度悪化が危惧をされる事態であります。

国による財政配分の仕方を、海外戦争向けの軍事費拡張や食料自給率を引き下げる自由化路線の転換などを行うこと、巨大企業、富裕層向けへの正当な課税などの税収の確保を進めることを求め、介護保険での負担軽減、サービスの充実を求め、町のこの間の細々とした努力が本当に報われる、こうした介護保険制度になることを求め、反対討論といたします。

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

中村義徳議員。

○10番（中村義徳君） 10番。平成31年度睦沢町介護保険特別会計予算について賛成の立場で討論を行います。

町の人口が減少し、高齢化が進む中、第1号被保険者数は増加傾向にあります。同時に、介護認定者数も増加している中で、平成31年度予算は第7期介護保険事業計画の中間年となる予算です。過去の給付実績等により、保険給付費の推計がされております。この介護保険制度は、制度発足以来20年目を迎えて、今や町民にとってなくてはならないものとなっております。

町で推進している、誰もが健康で幸せに暮らし続けることが出来る「健幸のまちづくり」では、住民の健康づくりの習慣化による多様な効果を見込み、介護保険特別会計においても、超高齢化社会を迎える近い将来を想定して、高齢者げんき教室の開催や地域支援事業の充実、また認知症についても新たな取り組みがなされておりますが、介護保険事業の継続のため、予防事業も積極的に進めていただきたいと思います。

今後は、日本の高度成長を支えた団塊世代の方々が介護保険の対象となってきますので、本町の特性を生かしながら、高齢者やその家族が安心して暮らせるよう、睦沢町介護保険事業が安定的に運営されることを期待しながら、本予算案に賛成するものです。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで議案第14号 平成31年度睦沢町介護保険特別会計予算に対する討論を終わります。

次に日程第5、議案第15号 平成31年度かずさ有機センター特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(市原重光君) 賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(市原重光君) ないようですので、これで議案第15号 平成31年度かずさ有機センター特別会計予算に対する討論を終わります。

最後に、日程第6、議案第16号 平成31年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○12番(市原時夫君) 12番。後期高齢者医療特別会計予算への反対討論を行います。

後期高齢者医療特別会計は、会計成立当初から、後期高齢者という年齢で差別する仕組みが問題とされてきました。そして今、2040年、私たち団塊の世代がいよいよこうした超高齢化の中に進む中で、サービスや負担増などの危惧がされています。現実には、今回の予算でも暫定措置という一過性のやり方で、実態は負担増を続けるという方向が新たに打ち出されており、

老人福祉法の第2条「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする」、この基本に立ち、医療の負担軽減とサービス充実の立場から、後期高齢者医療制度そのものを以前の老人医療制度に戻すことなどを含め、特別会計を根本的に改めることを主張し、反対いたします。

○議長(市原重光君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

麻生安夫議員。

○6番(麻生安夫君) 6番。平成31年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

この制度は、将来にわたり国民皆保険制度を安全的に維持していくため、被保険者間で公平に費用負担しながら互いに支え合う制度として創設され、この間、制度改革などにより改善が図られ、現在では広くこの制度は浸透しているものと思われま

町では、広域連合の決定に基づき、保険料の徴収や給付にかかわる各種申請の受け付け事務などを行っているところであります。

保険料率については、法律に基づき2年ごとに見直しとなっており、平成30年度の見直しにより、財政の均衡を保つことが出来るよう定められたものと認識しております。

保健事業においては、人間ドック及び脳ドックの助成事業を引き続き実施し、高齢者の健康管理に努めるとともに、広域連合との連携により健全な財政運営や事業運営が行われるものと思っております。

以上、本予算は適切な内容であり原案に賛成するものであります。

○議長（市原重光君） 他に討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで議案第16号 平成31年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第11号 平成31年度睦沢町一般会計予算について、委員長の報告は可決です。

平成31年度睦沢町一般会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立多数です。

したがって、議案第11号 平成31年度睦沢町一般会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第12号 平成31年度睦沢町国民健康保険特別会計予算について、委員長の報告は可決です。

平成31年度睦沢町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第12号 平成31年度睦沢町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定されました。

次に、議案第13号 平成31年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算について、委員長の

報告は可決です。

平成31年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立全員です。

したがって、議案第13号 平成31年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第14号 平成31年度睦沢町介護保険特別会計予算について、委員長の報告は可決です。

平成31年度睦沢町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立多数です。

したがって、議案第14号 平成31年度睦沢町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第15号 平成31年度かずさ有機センター特別会計予算について、委員長の報告は可決です。

平成31年度かずさ有機センター特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立全員です。

したがって、議案第15号 平成31年度かずさ有機センター特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第16号 平成31年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長の報告は可決です。

平成31年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立多数です。

したがって、議案第16号 平成31年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで10時10分まで暫時休憩といたします。

(午前 9時54分)

○議長（市原重光君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

(午前10時10分)

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第7、議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） この制度で言いますと、一つは、結局規則で定めるということで、なぜ細かく、県のほうがないからといった場合に、先にこういうふうに細かく、私らがわからないままに承認してくださいという仕組みなんだけれども、全体的に間違いなく職員の労働環境改善につながるということの保障があるかということではどうなんですか。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） 今回、国の定めた時間とか働きやすいような形というのは、地方公務員法の中ではある程度もっと細かい形で示されていて、今回の改正は、多くは民間のところを中心であります。

そうしますと、では規則の中でどういうところを直されるのかということなんです、時間外勤務とかという名称、国は、長時間外勤務とか、そういう名称等が変わってきていますので、そこら辺のところと、あと管理職がどれだけそこを管理出来ているのかというのをしっかりと把握するための書式とか、そういうのも改めようということになります。例えば時間外で命令した分の時間で、あとどの位残っているとか、そういうのをきちっとあれして、超過にならないようにチェックしながら命令していくというようなところでございます。

したがって、ある程度町のほうではそこまでやっておりますけれども、より一層進む、厳格化というかな、そういうものになるのは間違いのないというふうに思っております。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 自治体労働者は全体の奉仕者でありますから、一般の労働者とは違う。ある意味では、時間を超えて住民の状況に応じた相談をするだとか、この期限までに何とかやろうとするような、自覚的な、そういう意味で、何でも時間で帰ればいいというものではないと思うんですよ、全体の奉仕者の立場から言えば。ただ、もう一方では、自分の家族や、自らどういう幸せを追求するかという勤労者の側面もあるわけで、そういう意味で、こうした職員との合意というか、こういう方向でというのは、それはどういう形で、職員の組合なんかあれば、そこでやるかもしれませんが、そういうのはどういうふうに行われているんですか。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） 通常の業務は通常なんですけれども、それ以外のところでは、やはり時間外を命令する場合には、担当課長が時間とか内容等を指定して命令するわけです。その中で、規則の中でも連続して何日、10日間とか何日間連続で勤めてはいけないとか、時間も決められておりますので、その範疇の中でやっているというところでもありますので、そこは命令したほうと受けるほうとで協議がなされていなければならないと思います。当然、命令しても難しいよというのであれば命令をすることが出来ないことになっていきますので、そこら辺は引き続き関係をよくするようなコミュニケーションをとってやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第8、議案第2号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 12番。これは確認ですけれども、第4条第2号中のところで言いますと、これは条例が移行するという内容の変更ということではないということでしょうか。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） 項のずれでございますので、そのとおりでございます。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第9、議案第5号 睦沢町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 放課後児童育成事業、これについてはなかなか法整備がされていなくて、近年法整備をされて、それだけの需要があるということでの法整備がされて、支援員ということになったんですか、名前が。名前がころころ変わるのも困るんですけども、前は指導員と言ったんですけども、支援員になって、それはそれでいいとしても、こういう形で充実してきたことはいいことだというふうに思うんです。

それで、一つは、この制度から言いますと、子育て支援研修、こういう形で本来4年制の学校を卒業した者というのが従来あったが、新たに2年制でもいいよというふうにしたんですか。それとも、学校自体が新たに作られ、専門職大学というのが作られて、その前期ということですから、2年でもいいという形なんですか。

それと、そうすると、本来こういう支援員として全面的に技能を身につけるとというのが、変な言い方ですが、半分でも大丈夫だと。何か早目にやってもらおうというような、いかにもちょっと場当たりの感じもしないわけじゃないんですけども、この点では内容は十分確保されるというふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（市原重光君） 川越福祉課長。

○福祉課長（川越康子君） ただいまの市原議員の質問にお答えをさせていただきます。

専門職大学ということで、31年4月から新しい制度として開設されるということで、専門職大学の課程は4年間制のほか、4年の課程を前期で2年または3年、それから後期で残りの2年または1年という形で、区分する学科を設けることが制度上可能となったということでございます。前期を修了した後、いったん就職をされてから、また再度、後期に再入学して、高等教育機関を既に卒業して実務経験を積んだ社会人が、再び学び直すために、後期課程から入学するなど、積み上げ型の多様な学習スタイルが可能となるということで新設されるようでございます。

支援員につきましては、前期を卒業したことで、短期大学と同様の期間、その資格を得られるということがございますので、そちらを想定しまして、一応大学を卒業したということで、支援員の研修を受ける資格ということで加えさせていただくという内容でございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 今説明あったのは、2年なりまたは3年で一度お勤めされて戻って

くるという場合も、出来るということはいいいんですけれども、それを一般としてやるわけじゃなくて、二つのパターンが出来ているということを私は聞きたいんですよ。例えば、だから4年やって、本来はそういう資格者がこの仕事に当たるというふうになっているのを、2年で終わってその仕事につく、それで戻らなくてもいいわけですよ、それは今の話だと。だから、その差があっても大丈夫だという保障というか、そういう制度というのはどこにあるんですか、それは。2年で基本的なものが出来て、例えば大学卒業と大学院卒業との違いという位ならわかりますよ。そういう違いなのかと、その辺がはっきりしないのが一つ。

それから、ついでにお聞きをすると、それよりも私は大事なものは、やっぱり支援の単位ごとにこの制度が、今、2人ずつ支援員を置くとなっておりますよね。睦沢町の2学級だから4人なのかな、それを確認したいんですけれども。今、何かそれを外しちゃって1人でもいいみたいな動きがあるんですけども、町としては、この原則の単位ごとの2人というのは、これは厳守していただきたいというふうに思うんですけれども、そここのころのほうが私は大事じゃないかなと思うんですけれども、その考え方と、二つお聞きします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず、私のほうから、前段のほうのご質問にお答えしたいと思いますけれども、もともと幼児教育の関係の資格取得の場合には、短期大学で取れる資格がありますので、それと同等の資格になるということで、新たにそういうものが出来たということでそれを加えると。ですから、決して本来4年やらなくちゃいけないものを、2年で、半分でオーケーですよという意味ではなくて、従来と同じだと。そういう新しい制度が出来たので、それも同じなので、同じ待遇にするということでご理解いただきたいと思います。

○議長（市原重光君） 川越福祉課長。

○福祉課長（川越康子君） それでは、支援員の体制でございます。今の制度ですと、40人の子供たちに対して2人の支援員を充てるということで、1人の方は支援員の研修を受けた方、あともう1人の方は補助員でも可能ですよという制度になっております。

改正になるということは、まだ私のほうには通知とかは見えていない状況でございますけれども、今の子供たちの状況とかを見ながら安全に推進して参りたいと思いますので、なるべく今の体制で維持出来ればというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

(発言する者なし)

○議長(市原重光君) ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 睦沢町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、採決

○議長(市原重光君) 日程第10、議案第17号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長(市原重光君) 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長(市原 武君) 議案第17号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員は3名で構成されており、その任期は3年であり、うち委員1名が本年3月19日をもって任期満了となります。

任期満了を迎えます委員は、茂原市茂原1565番地12、豊田正一氏でございます。同氏は、不動産鑑定所代表取締役並びに千葉地方裁判所鑑定委員を務め、土地区画整理士の資格も有し、平成14年7月1日から固定資産評価審査委員会の委員としてご活躍いただいているところであります。温厚篤実な人格であり、引き続き固定資産評価審査委員会の委員として再任

をお願いしたく、選任に当たり、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意をいただくものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） お諮りをいたします。

本案については、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第17号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案に同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第17号は原案に同意することに決定しました。

◎議案第18号～議案第24号の上程、説明、採決

○議長（市原重光君） 日程第11、議案第18号から日程第17、議案第24号までの睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について提出者の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第18号から議案第24号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本議案は、農業委員の任期に伴い、平成31年4月1日に7人の農業委員を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律、昭和26年法律第88号第8条第1項の規定により、議会の同意を得るものです。

農業委員の選任に当たりましては、農業委員・農地利用最適化推進委員募集要項に基づき、

平成30年11月30日から12月28日までの間、公募及び各区長に推薦をお願いし、一般からの応募が2人、地区からの推薦が6人となり、合わせて候補者は8人という結果になりました。

その結果を受け、副町長を委員長とし、総務課長、税務住民課長、産業振興課長、農業委員会事務局長で組織する農業委員候補者評価委員会において、認定農業者であるか、委員としての取り組みに対する意欲、また中立な立場の委員となるにふさわしいかなど、厳正かつ公正な審査結果をもとに、定数である7人の方々を選任いたしました。

なお、8人のうち1人の方については、農業委員、農地利用最適化推進委員両方に推薦がされており、農業委員ではなく推進委員として、農業委員会からの委嘱を検討していただくことといたしました。

選任された7人のうち5人の方々は認定農業者であり、法で定める過半数は認定農業者である要件を満たしております。

まず、市原勇氏は、現農地利用最適化推進委員であり、現在はハウスにてシクラメンなどの生産活動を積極的に取り組んでおり、農事組合法人寺崎新町営農組合員及び寺崎地区のやすらぎ直売所の組合長としても活躍されております。

次に、村杉文俊氏、麻生和雄氏、中村富夫氏は、水稻だけでなく、野菜などを栽培し、農業に積極的に取り組んでおられます。村杉氏は、地方公務員退職後、本格的に農業に従事され、地域の農地利用集積を積極的に進め、水稻、施設野菜栽培の専業農家を経営されております。麻生氏は、会社勤めを終えられてから、水稻及び露地野菜栽培の専業農家を経営されております。中村氏は、水稻、施設野菜、施設果樹栽培の専業農家であり、上之郷の山田会のリーダーとして農業に携わってこられ、3人とも農業に関して深い見識と農業委員会業務について精通されている方々であります。

次に、田邊春光氏は、20歳から就農しており、現在有限会社澤田農産の取締役であり、稲作を中心に6次産業化に積極的に取り組んでいます。

上村大成氏は、平成22年3月京都大学法学部を卒業後、同年9月に司法試験合格、翌23年12月に弁護士登録され、現在、東京都港区の山崎法律事務所に勤務され、本町における行政関係の顧問弁護士をお願いしており、本町の状況にも精通されております。

櫻井美津子氏は、千葉県立成東高等学校を卒業後、平成26年2月司法書士登録されると同時に司法書士事務所を開設され、全国青年司法書士協議会人権擁護委員会幹事、千葉県青年司法書士会幹事などを務められております。上村氏、櫻井氏ともに現農業委員であり、法律に盛り込まれた中立な立場の委員として適任であるとともに、特に櫻井氏は女性委員という

ことで、女性・青年の積極的な登用という面にも合致すると考えるものであります。

担い手の減少や耕作放棄地の増加など、農業を取り巻く状況は厳しさを増し、農業委員会の役割もますます大きなものとなりますが、今後の新たな農業委員会としての使命を果たしていただけるものと考えます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案については、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

初めに、議案第18号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第18号は原案に同意することに決定しました。

次に、議案第19号の採決を行います。地方自治法第117条の規定により5番田邊議員の退席を求めます。

（田邊明佳君 退席）

○議長（市原重光君） 議案第19号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第19号は原案に同意することに決定しました。

田邊議員の着席を求めます。

（田邊明佳君 着席）

○議長（市原重光君） 田邊議員に申し上げます。

ただいまの農業委員会委員の任命については、全員の同意を得られましたことをお伝えいたします。

次に、議案第20号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、

原案に同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立全員です。

したがって、議案第20号は原案に同意することに決定しました。

次に、議案第21号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立全員です。

したがって、議案第21号は原案に同意することに決定をいたしました。

次に、議案第22号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立全員です。

したがって、議案第22号は原案に同意することに決定しました。

次に、議案第23号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立全員です。

したがって、議案第23号は原案に同意することに決定しました。

次に、議案第24号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立全員です。

したがって、議案第24号は原案に同意することに決定しました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(市原重光君) 日程第18、発議案第2号 睦沢町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長（市原重光君） 続いて、提出者の説明を求めます。

中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） 発議案第2号 睦沢町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について提案理由をご説明いたします。

第4条で、傍聴人は自己の住所、氏名、年齢を傍聴人受付簿に記入するという規定があります。個人情報保護の観点から、全国町村議会議長会で規定している標準町村議会傍聴規則を、現行の「傍聴人受付簿」から「傍聴人受付票」に改める一部改正について通知がありましたので、本町の規則も同様に改めるものでございます。

ご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

(発言する者なし)

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから、採決を行います。

発議案第2号 睦沢町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（市原重光君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成31年第1回睦沢町議会定例会を閉会いたします。
長時間にわたり、どうもご苦労さまでございました。

(午前10時47分)